

# 法令に基づく情報公開

関西外国語大学は下記の法令に基づき、情報公開しています。

## 1.学校教育法

### 第 109 条第 1 項

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第 5 項において「教育研究等」という。）について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

#### 学校教育法第 109 条第 1 項関係（自己点検・評価）

<https://www.kansaiuidai.ac.jp/info/disclosure/assessment/>

### 第 113 条

大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

#### 学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係（教育研究活動の状況）

##### ※ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定めるものを補う情報の公表

教育・研究支援 <https://www.kansaiuidai.ac.jp/info/center/>

THE GAIDAI（関西外大通信） <https://www.kansaiuidai.ac.jp/info/outline/newspaper/>

関西外大公式 youtube チャンネル <https://www.youtube.com/user/KGUArchive>

## 2.学校教育法施行規則

### 第 172 条の 2

(1) 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係（教育研究活動の状況）

#### ① 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関する こと

建学の理念 <https://www.kansaiuidai.ac.jp/info/principle/idea/>

関西外大ルネサンス 2009 <https://www.kansaiuidai.ac.jp/info/principle/renaissance/>

教育情報の公開 <https://www.kansaiuidai.ac.jp/info/disclosure/publication/>

## ②教育研究上の基本組織に関すること

学則 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/info/outline/regulations/>

学部・学科構成図 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/info/outline/organization/>

## ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員数 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/common/pdf/FactBook2022.pdf>

教員情報検索 <https://rapport2.kansaigaidai.ac.jp/syllabus/GUSW3000Login.do>

英語キャリア学部 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/academics/cipd/faculty/>

外国語学部 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/academics/cfs/faculty/>

英語国際学部 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/academics/cgcl/faculty/>

短期大学部 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/academics/college/faculty/>

大学院 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/academics/graduate/faculty/>

## ④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入試結果 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/admissions/results/>

教育情報の公開 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/info/disclosure/publication/>

FactBook2022.pdf <https://www.kansaigaidai.ac.jp/common/pdf/FactBook2022.pdf>

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準 第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること

キャンパスカレンダー <https://www.kansaigaidai.ac.jp/campuslife/calendar/detail/>

シラバス <https://rapport2.kansaigaidai.ac.jp/syllabus/GUSW1000Login.do>

⑥学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学則 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/info/outline/regulations/>

## 履修規定

試験規定、留学規定、学位論文作成要綱、学位論文評価基準、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）

<https://www.kansaigaidai.ac.jp/info/disclosure/publication/>

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地・校舎面積、図書館蔵書数

<https://www.kansaigaidai.ac.jp/common/pdf/FactBook2022.pdf>

⑧授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること

<https://www.kansaigaidai.ac.jp/common/pdf/FactBook2022.pdf>

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

修学支援、学生生活に関する相談 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/info/disclosure/publication/>

就職支援 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/placement/>

奨学金 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/campuslife/scholarship/detail/>

クラスアドバイザー、学生相談、クラブ部長・チューター制、学生部委員会、学生部、障がい者支援、<https://www.kansaigaidai.ac.jp/campuslife/consultation/detail/>

国際交流・留学 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/international/>

在学生専用各種情報一覧 <https://www.kansaigaidai.ac.jp/help/daily/information/>

(2) 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報を公表するものとする。

学位論文作成要綱 学位論文評価基準

<https://www.kansaigaidai.ac.jp/info/disclosure/publication/>

(3) 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

履修モデル <https://www.kansaigaidai.ac.jp/info/disclosure/publication/>

(4) 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。